

岩手県医療局管理規程第24号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月30日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項の規定による減額改定対象職員（第8号に掲げる職員を除く。）にあっては、当該各号に定める額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））をいう。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。